

# 令和6年度

(令和5年度実績)

## 岡谷市の国保

市民環境部 医療保険課



## 目 次

1. 岡谷市の概況	1
2. 岡谷市国民健康保険の沿革	
(1) 各種制度等	1
(2) 保険給付制度の推移	9
(3) 国民健康保険税の推移	14
3. 国保関係の事務機構及び事務分掌	17
4. 岡谷市国民健康保険運営協議会	18
5. 令和5年度国民健康保険加入状況	
(1) 総括	20
(2) 月別の加入状況	20
(3) 年齢階層別国保加入分布状況	21
(4) 年度別被保険者等の状況（年度平均）	21
6. 年度別被保険者異動状況（取得・喪失）	22
7. 年度別国保税調定額・収納額・滞納額・不納欠損額の推移	23
8. 年度別賦課割合・税率・課税限度額の推移	24
9. 国保税軽減の状況	26
10. 国保保健事業の状況	
I 特定健康診査・特定保健指導事業	28
II その他の保健事業	32
11. 令和5年度 岡谷市国民健康保険事業特別会計決算状況	34
12. 年度別岡谷市国民健康保険事業決算状況	35
13. 年度別国庫支出金等収入状況	36
14. 年度別一般会計繰入金の状況	37
15. 医療給付費等の状況	
(1) 各種療養費支給の状況	38
(2) 年間診療別給付状況	40
(3) 年度別その他の給付状況	40
16. 令和5年度 国民健康保険諸率表	41



## 1. 岡谷市の概況

### (1)位置と地勢

本市は、長野県のほぼ中央に位置し、北は松本市、東は下諏訪町、西は塩尻市、南は諏訪市・辰野町と接しています。諏訪湖の西岸に面し、西北には塩嶺王城県立自然公園、東には八ヶ岳連峰、遠くには富士山を望む、湖と四季を彩る山々に囲まれた風光明媚な都市です。また、諏訪湖唯一の排水口に臨み、ここより天竜川が発し、遠く浜松に達しています。

明治時代から昭和初期にかけて日本の近代化を支えた生糸の都「シルク岡谷」として世界にその名を馳せ、戦後はその産業基盤をもとに「東洋のスイス」と言われる精密工業都市として発展してきました。

そして現在は、「ものづくりのまち」として、これまで培ってきた精密加工技術を最大限に活用し、21世紀型技術体系の基盤をなすナノテクノロジーをベースとした「スマートデバイスの世界的供給基地」の形成を目指して歩んでいます。

### (2)市勢一般

市制施行	昭和11年4月1日（諏訪郡平野村の区域）
市合併	昭和30年1月1日 湊村、同年2月1日 川岸村、 昭和32年3月25日 長地村を合併
市境界変更	昭和33年7月1日旧長地地籍の東山田・東町を下諏訪町へ境界変更
位置	東経138°03′、北緯36°04′、標高779.2m
面積	面積85.10km <sup>2</sup> 、東西7.3km、南北16.7km
人口	令和6年10月1日 人口46,589人、世帯数21,100世帯
支所	湊支所、川岸支所、長地支所
医療施設等	令和4年10月1日 病院3、診療所29、歯科診療所29

（※令和5年度諏訪地方統計要覧）

## 2. 岡谷市国民健康保険の沿革

### (1)各種制度等

昭和13年7月	国民健康保険法施行 （組合方式による任意設立、任意加入。給付掛金ともに各組合の自由。社会保険としての法制化なし）
昭和23年7月	国民健康保険法全部改正、施行 （任意設立、強制加入。市町村公営方式。国庫補助開始）
昭和30年6月	岡谷市国民健康保険事業開始 一部負担金5割、助産費500円、葬祭費500円、課税限度額20,000円
昭和32年	国民皆保険4ヶ年計画策定
昭和34年1月	新国民健康保険法施行 ①全市町村の義務制 ②被保険者の適用除外の法定化 ③療養の給付範囲の法定化 ④一部負担金割合を最高5割 ⑤給付制限を最小限3年 ⑥療養取扱機関制度の創設 ⑦国庫負担等国の責任を明確にし、調整交付金制度の創設
昭和36年4月	国民皆保険の達成
昭和38年10月	世帯主7割給付法定化
昭和43年1月	世帯員の7割給付実施
昭和45年4月	岡谷市育児手当金支給開始

- 昭和 48 年 1 月 老人福祉法の一部改正により、老人医療費支給制度の実施 (老人医療費無料化)
- 10 月 高額療養費支給制度開始 (48.10.1~50.9.30 まで任意給付)  
岡谷市 65 歳以上の寝たきり老人医療制度実施
- 昭和 49 年 10 月 岡谷市高額療養費制度実施 (限度額 30,000 円)
- 昭和 50 年 10 月 高額療養費支給制度法定化 (限度額 30,000 円)
- 昭和 53 年 4 月 国保保健婦を市町村保健婦に移管
- 7 月 老人医療 68 歳に引き下げ (県単)
- 昭和 55 年 4 月 岡谷市国保事務の電算化
- 昭和 58 年 2 月 老人保健法施行
- 昭和 59 年 4 月 高額医療費共同事業実施
- 10 月 退職者医療制度創設 (本人 8 割、被扶養者入院 8 割、外来 7 割)  
高額療養費制度改正 (世帯合算の導入、多数該当世帯の負担軽減、長期高額疾病患者の負担軽減)
- 昭和 61 年 4 月 日本に居住する外国人を被保険者とする。  
保険者は、災害等の特別な理由がなく保険料 (税) を滞納している者に対する保険給付を一部制限  
することができることとされた。
- 昭和 63 年 4 月 保険基盤安定制度創設 (63、元年度は暫定措置)  
高額医療費共同事業の強化、充実  
岡谷市国保事務を(株)諏訪広域総合情報センタによる住民情報システムにより開始
- 平成元年 4 月 岡谷市健康管理データベース事業 (国の助成 300 万円)  
岡谷市国民健康保険料 (税) 収納率向上特別対策事業開始 (~3 年度。国の助成 800 万円)
- 平成 2 年 4 月 保険基盤安定制度暫定措置を恒久化
- 平成 3 年 4 月 岡谷市ヘルスパイオニアタウン事業パート I 一次分開始 (3~5 年度。国の助成 1 千万円)  
岡谷市国民健康保険人間ドック助成事業開始  
老人保健法改正 (施行 4.1.1, 4.4.1)
- 平成 4 年 4 月 国保財政安定化支援事業、国保職員の給与費、助産費に係る一般会計からの繰出しに要する経費等  
について所要の地方財政措置が講じられた。  
岡谷市国民健康保険特別対策費補助事業実施 (収納率向上特別対策)
- 平成 5 年 4 月 国保財政安定化支援事業の国保法上制度化 (5、6 年度)  
岡谷市国民健康保険特別対策費補助事業実施 (収納率向上特別対策事業・医療費適正化特別対策事業)
- 平成 6 年 4 月 国保事務費負担金 (国保運営協議会の運営、国保職員の研修、被保険者  
証等及び年金受給者リストの作成に係る経費を除く。)に係る一般会計からの繰出しに要する経費に  
ついて所要の地方財政措置が講じられた。  
岡谷市ヘルスパイオニアタウン事業パート I 二次分開始  
(6~7 年度。国の助成 200 万円。エイズ対策分 200 万円)  
岡谷市国民健康保険特別対策費補助事業実施  
(保険料 (税) 適正賦課及び収納率向上特別対策事業・医療費適正化特別対策事業)
- 10 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・入院給食費の自己負担導入 (入院食事療養費標準負担額制度開始)
  - ・出産育児一時金の創設
- 岡谷市助産費と育児手当金を統合して出産育児一時金 30 万円を支給開始

- 平成 7 年 4 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 社会福祉施設入所者に対する住所地主義の特例の創設
  - ・ 国保財政安定化支援事業の継続（8 年度迄、11 年度迄延長）
- 岡谷市国民健康保険高額医療費貸付事業開始
- 岡谷市ヘルスパイオニアタウン事業パートⅡ開始（7～9 年度）
- 岡谷市国民健康保険料（税）適正賦課及び収納率向上特別対策事業 実施
- 7 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 精神医療の措置入院及び通院医療に関して公費優先から保険優先。  
また、措置入院者に関する住所地の特例適用開始。
  - ・ 結核医療の命令入所及び適正医療に関して公費優先から保険優先。  
また、命令入所に関する住所地の特例適用開始
- 平成 8 年 4 月 岡谷市保健福祉総合情報システム（総合データバンク事業）構築事業着手（～12 年度）
- 岡谷市国民健康保険脳ドック助成事業開始
- 岡谷市国民健康保険料（税）適正賦課及び収納率向上特別対策事業 実施
- 平成 9 年 4 月 岡谷市国民健康保険スポーツドック助成事業開始
- 9 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 外来薬剤負担の導入
- 平成 10 年 4 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 事務費負担金の一般財源化（全額一般財源化）
- 7 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 退職者に係る老人医療費拠出金の負担の見直し
  - ・ 老人保健医療費拠出金の算定に用いる老人加入率の上限の引き上げ（25% 30%）
- 岡谷市国民健康保険医療費適正化特別対策事業実施（10～12 年度）
- 平成 11 年 7 月 老人保健受給者の薬剤一部負担の軽減特例措置
- 平成 12 年 4 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 介護保険施行に伴う介護納付金の納付に関する事務の開始
  - ・ 介護保険第 2 号被保険者の保険料の賦課徴収に関する事務の開始
  - ・ 介護保険施行に伴う住所地特例の見直し
  - ・ 国民健康保険料（税）の収納対策の強化
- 平成 13 年 1 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 高額療養費の自己負担限度額の見直し
  - ・ 入院時食事療養費標準負担額の見直し
  - ・ 海外療養費制度の創設
  - ・ 長期入院者に係る住所地特例の創設
- 老人保健法等の一部改正
- ・ 一部負担金の見直し（定率制の導入）
  - ・ 入院時食事療養費標準負担額の見直し
  - ・ 薬剤一部負担金の廃止
  - ・ 高額医療費支給制度の創設
- 平成 14 年 10 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 一部負担金の見直し（乳幼児、70 歳以上の被保険者）
  - ・ 高額療養費の自己負担限度額の見直し
- 老人保健法等の一部改正
- ・ 老人保健対象年齢の見直し
  - ・ 一部負担金の見直し
  - ・ 高額医療費自己負担限度額の見直し

平成 15 年 4 月	国民健康保険法等の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職被保険者等の一部負担金の見直し</li> <li>・ 外来薬剤一部負担金の廃止</li> <li>・ 高額療養費の見直し</li> <li>・ 保険者支援制度の創設</li> <li>・ 高額医療費共同事業の拡充・制度化</li> <li>・ 保険料の算定方法の見直し</li> </ul>				
平成 17 年 4 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県調整交付金の導入</li> <li>・ 国保基盤安定事業負担金保険料（税）軽減分の公費補填の見直し</li> </ul>				
平成 18 年 4 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保財政基盤安定強化策の継続</li> <li>・ 介護納付金賦課限度額の引き上げ 8 万円→9 万円</li> </ul> 山梨大学との包括協定に基づく市民健康づくり事業開始（18～20 年度）				
平成 18 年 10 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険財政共同安定化事業の創設</li> </ul> 医療制度改革による改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者負担の見直し 70 歳以上一定以上所得者 2 割→3 割</li> <li>・ 高額医療費の自己負担限度額の引き上げ</li> <li>・ 人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額の引き上げ 1 万円→2 万円</li> <li>・ 出産育児一時金基準額の引き上げ 30 万円→35 万円</li> </ul>				
平成 19 年 4 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎課税分賦課限度額の引き上げ 53 万円→56 万円</li> <li>・ 70 歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化</li> </ul> 山梨大学との包括協定に基づき、岡谷市健康増進計画の中間評価と岡谷市ヘルス・ケア・インフォメーションの構築向け共同研究実施				
平成 20 年 3 月	老人保健法廃止 脳ドッグ助成事業の廃止				
平成 20 年 4 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 70 歳～74 歳の一般高齢者の一部負担金割合、高額療養費の自己負担限度額の見直し</li> <li>・ 乳幼児に対する一部負担金割合軽減の拡大</li> <li>・ 高額医療・高額介護合算制度の創設</li> <li>・ 後期高齢者医療制度の開始により、国保税に後期高齢者支援金が新設</li> <li>・ 賦課限度額変更 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>基礎課税額分</td> <td>47 万円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金分</td> <td>12 万円</td> </tr> </table> </li> <li>・ 後期高齢者医療制度の開始に伴う国保税の軽減措置（特定世帯）</li> </ul> 医療制度改革 特定健康診査・特定保健指導の開始 前期高齢者に係る保険者間の費用負担調整制度創設（前期高齢者交付金）	基礎課税額分	47 万円	後期高齢者支援金分	12 万円
基礎課税額分	47 万円				
後期高齢者支援金分	12 万円				
平成 20 年 10 月	国民健康被保険者証のカード化 年金からの特別徴収開始				

平成 21 年 1 月	医療制度改革の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75 歳到達月の高額療養費限度額の見直し</li> <li>・ 産科医療補償制度の創設に伴う出産育児一時金の引き上げ 35 万円→38 万円 (3 万円加算)</li> </ul>
平成 21 年 3 月	平成 18 年度からの 3 年間にわたる山梨大学との「市民健康づくり事業」の共同事業研究が終了
平成 21 年 4 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護納付金賦課限度額の引き上げ 9 万円→10 万円</li> </ul>
平成 21 年 10 月	医療制度改革による改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産育児一時金基準額の引き上げ 38 万円→42 万円 (平成 23 年 3 月までの経過措置)</li> </ul>
平成 22 年 4 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賦課限度額変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎 (医療給付費) 課税額分の引き上げ 47 万円→50 万円</li> <li>後期高齢者支援金分の引き上げ 10 万円→13 万円</li> <li>低所得者に対する軽減割合を 6・4 割軽減から 7・5・2 割軽減に改定</li> </ul> </li> <li>・ 特例対象被保険者等 (非自発的失業者) の国民健康保険税の軽減措置創設、施行</li> </ul>
平成 23 年 4 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賦課限度額変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎 (医療給付費) 課税額分の引き上げ 50 万円→51 万円</li> <li>後期高齢者支援金分の引き上げ 13 万円→14 万円</li> <li>介護納付金賦課限度額の引き上げ 10 万円→12 万円</li> </ul> </li> <li>・ 出産育児一時金基準額の恒久措置化 (38 万円→42 万円)</li> </ul>
平成 24 年 4 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保財政基盤強化策の恒久化等</li> <li>特定健康診査の個人負担金の無料化</li> </ul>
平成 25 年 4 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後期高齢者医療制度の開始に伴う国保税の軽減の特例措置の恒久化及び延長</li> </ul>
平成 26 年 4 月	国民健康保険法等の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賦課限度額変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者支援金分の引き上げ 14 万円→16 万円</li> <li>介護納付金賦課限度額の引き上げ 12 万円→14 万円</li> </ul> </li> <li>・ 保険税軽減の対象世帯の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>5 割、2 割軽減の対象となる所得基準の引き上げ</li> </ul> </li> <li>・ 70 歳以上 75 歳未満の方の一部負担金の特例処置の廃止 <ul style="list-style-type: none"> <li>※昭和 19 年 4 月 2 日以降の生まれの人から 2 割負担(現役並み所得者は 3 割負担)</li> </ul> </li> </ul>
平成 27 年 1 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産育児一時金 (42 万円) のうち産科医療補償制度に係る額が改正 (16,000 円)</li> <li>・ 70 歳未満の高額療養費自己負担限度額等の見直し (3 区分→5 区分に細分化)</li> </ul>

- 平成 27 年 4 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 賦課限度額変更
 

基礎（医療給付費）課税額分の引き上げ	51 万円→52 万円
後期高齢者支援金分の引き上げ	16 万円→17 万円
介護納付金賦課限度額の引き上げ	14 万円→16 万円
  - ・ 保険税軽減の対象世帯の拡大
    - 5 割、2 割軽減の対象となる所得基準の引き上げ
  - ・ 保険財政共同安定化事業の全医療費拡大の開始
  - ・ 退職者医療制度の廃止に向けた経過措置の開始
    - ※原則、新たな被保険者を生じない。
  - ・ 保険基盤安定制度の保険者支援分の拡充
- 平成 27 年 5 月 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立
- ・ 国民健康保険の安定化
    - 財政支援の拡充（平成 27 年度から）
    - 都道府県が財政運営の責任主体となる（平成 30 年度から）
  - ・ 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入（平成 27 年度から段階的に実施）
  - ・ 負担の公平化等（平成 28 年度から）
    - 入院時食事負担額の段階的な引き上げ 平成 28 年度 1 食 260 円→1 食 360 円
    - （※低所得、難病患者等は据置き） 平成 30 年度 1 食 360 円→1 食 460 円
  - ・ 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入（平成 28 年度から） など
- 平成 28 年 4 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 賦課限度額変更
 

基礎（医療給付費）課税額分の引き上げ	52 万円→54 万円
後期高齢者支援金分の引き上げ	17 万円→19 万円
  - ・ 保険税軽減の対象世帯の拡大
    - 5 割、2 割軽減の対象となる所得基準の引き上げ
  - ・ 負担の公平化等（平成 28 年度実施分）
    - 入院時食事負担額の引き上げ 1 食 260 円→360 円（※低所得、難病患者等は据置き）
  - ・ 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入
- 平成 29 年 4 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 保険税軽減の対象世帯の拡大
    - 5 割、2 割軽減の対象となる所得基準の引き上げ
- 平成 29 年 8 月 国民健康保険法の一部改正
- ・ 70 歳以上の高額療養費自己負担限度額等の見直し
    - 現役並みの外来療養に係る限度額引き上げ
    - 一般の外来療養に係る限度額引き上げ（但し、年間の上限を設定）
    - 一般世帯の療養に係る限度額引き上げと多数回上限を設定

平成 30 年 4 月	国保制度改革の施行（国保財政運営の都道府県単位化等） 国民健康保険法等の一部改正 ・賦課限度額変更 基礎（医療給付費）課税額分の引き上げ    54 万円→58 万円 ・保険税軽減の対象世帯の拡大 5 割、2 割軽減の対象となる所得基準の引き上げ ・負担の公平化等（平成 30 年度実施分） 入院時食事負担額の引き上げ    1 食 360 円→460 円（※低所得、難病患者等は据置き）
平成 30 年 8 月	・70 歳以上の高額療養費自己負担限度額等の見直し 現役並みの外来及び入院療養に係る限度額の細分化(個人単位の廃止) 一般の外来療養に係る一月の限度額引き上げ（但し、年間の上限は据置き）
平成 31 年 4 月	国民健康保険法等の一部改正 ・賦課限度額変更 基礎（医療給付費）課税額分の引き上げ    58 万円→61 万円 ・保険税軽減の対象世帯の拡大 5 割、2 割軽減の対象となる所得基準の引き上げ
令和元年 5 月	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正 国民健康保険法等の一部改正 ・医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための改正 保険者間で被保険者の資格情報を一元的に管理する仕組みの創設 医療及び介護給付の情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築 等
令和 2 年 4 月	国民健康保険法等の一部改正 ・賦課限度額変更 基礎（医療給付費）課税額分の引き上げ    61 万円→63 万円 介護納付金分の引き上げ                    16 万円→17 万円 ・保険税軽減の対象世帯の拡大 5 割、2 割軽減の対象となる所得基準の引き上げ
令和 2 年 5 月	新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策 ・傷病手当金制度の創設 ・国民健康保険税の減免
令和 2 年 8 月	国保財政運営の都道府県単位化に伴う国民健康保険証と高齢受給者証の一体化 ・国民健康保険証等の更新時期の変更    10 月→8 月
令和 3 年 1 月	平成 30 年度税制改正における基礎控除額の見直し（R3.1.1 施行） ・個人所得課税の見直しにおいて、令和 2 年分から給与所得控除・公的年金控除から基礎控除へ 10 万円の振替等に伴う軽減判定所得基準額の見直し 7 割軽減    43 万円+10 万円×（給与・年金等所得者の数-1）以下 5 割軽減    43 万円 28.5 万円×被保険者数+10 万円×（給与・年金等所得者の数-1）以下 2 割軽減    43 万円 52 万円×被保険者数+10 万円×（給与・年金等所得者の数-1）以下
令和 3 年 9 月	令和 3 年 8 月豪雨による被災者への一部負担金の免除 ・令和 3 年 8 月 1 5 日から令和 3 年 1 1 月 3 0 日までの間に災害に起因する傷病で受診した際 の一部負担金の償還

令和4年1月	健康保険法施行令等の一部改正 ・ 出産育児一時金(42万円)のうち産科医療補償制度に係る額が改正 (12,000円)
令和4年4月	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正を改正する法律及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行 ・ 未就学児に係る被保険者均等割額を5割減額し、その減額相当額を公費で支援する制度の創設 国民健康保険法等の一部改正 ・ 賦課限度額変更 基礎 (医療給付費) 課税額分の引き上げ 63万円→65万円 後期高齢者支援金分の引き上げ 19万円→20万円
令和4年7月	本算定課税分から、長野県が示した「長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針」に沿って、令和9年度までに二次医療圏の統一、応益割水準の平準化を進めるとともに、資産割の廃止に着手
令和5年4月	健康保険法施行令等の一部改正 ・ 出産育児一時金の支給額引き上げ 40.8万円→48.8万円 国民健康保険法等の一部改正 ・ 賦課限度額変更 後期高齢者支援金分の引き上げ 20万円→22万円 令和5年度税制改正における基礎控除額の見直し (R5.4.1 施行) 7割軽減 43万円+10万円×(給与・年金等所得者の数-1)以下 5割軽減 43万円 29万円×被保険者数+10万円×(給与・年金等所得者の数-1)以下 2割軽減 43万円 53.5万円×被保険者数+10万円×(給与・年金等所得者の数-1)以下
令和6年1月	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正を改正する法律及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行 ・ 出産被保険者の産前産後期間の均等割額と所得割額を免除し、その減額相当額を公費で支援する制度の創設
令和6年4月	令和6年度課税分から、長野県が示した「長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針」に沿って、資産割課税を廃止 国民健康保険法等の一部改正 ・ 賦課限度額変更 後期高齢者支援金分の引き上げ 22.万円→24万円 令和6年度税制改正における基礎控除額の見直し (R6.4.1 施行) 7割軽減 43万円+10万円×(給与・年金等所得者の数-1)以下 5割軽減 43万円 29.5万円×被保険者数+10万円×(給与・年金等所得者の数-1)以下 2割軽減 43万円 54.5万円×被保険者数+10万円×(給与・年金等所得者の数-1)以下
令和6年12月	国民健康保険法等の一部改正 ・ マイナ保険証を基本とする制度へ移行 ・ 健康保険証の新規発行の停止

## (2)保険給付制度の推移

### ○一般給付等

	給 付 内 容 等
昭和 30 年 6 月	全員 5 割
昭和 38 年 10 月	世帯主 7 割 その他 5 割
昭和 43 年 1 月	全員 7 割
昭和 48 年 1 月	老人医療費支給制度 (70 歳以上無料化)
昭和 48 年 10 月	65 歳以上寝たきり老人医療支給制度
昭和 49 年 10 月	高額療養費制度 (限度額 30,000 円) (50.10 ~法定化)
昭和 57 年 9 月	〃 (限度額 45,000 円)
昭和 58 年 1 月	〃 (限度額 51,000 円)
昭和 58 年 2 月	老人保健法施行 (外来 月 400 円、入院 1 日 300 円の 2ヵ月限度)
昭和 59 年 10 月	退職者医療制度 (退職者本人 入院・外来 8 割、 〃 扶養 入院 8 割、外来 7 割) 高額療養費制度改正 (限度額 51,000 円。多数該当 30,000 円、 特定疾病認定者は 10,000 円)
昭和 60 年 5 月	高額療養費制度 (限度額 54,000 円。他は従来通り)
昭和 62 年 1 月	老人保健法一部改正 (外来 月 800 円、入院 1 日 400 円の退院迄)
平成元年 6 月	高額療養費制度 (限度額 57,000 円。多数該当 33,000 円)
平成 3 年 5 月	高額療養費制度 (限度額 60,000 円。多数該当 34,800 円)
平成 4 年 1 月	老人保健法一部改正 (外来 月 900 円、入院 1 日 600 円)
平成 5 年 4 月	老人保健法一部改正 (外来 月 1,000 円、入院 1 日 700 円)
平成 5 年 5 月	高額療養費制度 (限度額 63,000 円、多数該当 37,200 円)
平成 6 年 10 月	国民健康保険法及び老人保健法一部改正 (入院食事療養費標準負担額 1 日 600 円。減額 住民税非課税世帯 450 円 (長期入院 300 円) 福祉年金受給者 200 円)
平成 7 年 4 月	老人保健法一部改正 (外来月 1,010 円、入院 1 日 700 円)
平成 8 年 4 月	老人保健法一部改正 (外来月 1,020 円、入院 1 日 710 円)
平成 8 年 6 月	高額療養費制度 (限度額 63,600 円。他は従来どおり)
平成 8 年 10 月	入院時食事療養費標準負担額 1 日 760 円。減額 住民税非課税世帯等 650 円 (長期入院 500 円)
平成 9 年 9 月	国民健康保険法及び老人保健法一部改正 (外来薬剤負担の導入。老人一部負担 外来 1 回 500 円の月 4 回まで、入院 1 日 1,000 円)
平成 10 年 4 月	老人保健法一部改正 (入院 1 日 1,100 円)
平成 11 年 4 月	老人保健法一部改正 (外来 1 回 530 円の月 4 回まで。 入院 1 日 1,200 円)
平成 11 年 7 月	老人保健受給者の外来薬剤負担の軽減特例措置
平成 12 年 7 月	老人保健受給者の外来薬剤負担の軽減特例措置の継続

平成 13 年 1 月	<p>国民健康保険法一部改正  高額療養費自己負担限度額の見直し  医療費の応分負担、上位所得者区分の創設  食事療養費標準負担額の見直し 760 円→780 円  海外療養費制度の創設</p> <p>老人保健法一部改正  一部負担金の見直し（定率（1 割）制の導入（一部診療所は定額制可）、  入院時限度額 住民税課税世帯 37,200 円、  非課税 24,600 円、福祉年金 15,000 円）  薬剤一部負担金の廃止（13 年 8 月診療分より）  高額医療費支給制度の創設（同一の老人世帯での入院時限度額超過  分を支給）</p>
平成 14 年 10 月	<p>国民健康保険法一部改正  一部負担金の見直し  ・乳幼児 3 割→2 割  ・平成 14 年 10 月 1 日以降に 70 歳になる方 3 割→1 割  （ただし、一定以上所得者は 2 割）  高額療養費自己負担限度額の見直し  一定以上所得者、低所得者区分の創設</p> <p>老人保健法一部改正  一部負担金の見直し（一定以上所得者は 2 割）  高額療養費自己負担限度額の見直し  一定以上所得者区分の創設</p>
平成 15 年 4 月	<p>国民健康保険法一部改正  一部負担金の見直し  ・退職被保険者及びその扶養者 2 割→3 割  これに伴い退職被保険者の特例療養費廃止  外来薬剤一部負担金の廃止  高額療養費の見直し  ・70 歳未満の自己負担限度額  一般＝72,300 円＋（医療費－241,000 円）×0.01  上位所得者＝139,800 円＋（医療費－466,000 円）×0.01</p>
平成 18 年 10 月	<p>国民健康保険法一部改正  一部負担金の見直し  ・70 歳以上一定以上所得者 2 割→3 割  高額療養費の見直し  ・70 歳未満の自己負担限度額  一般＝80,100 円＋（医療費－267,000 円）×0.01  上位所得者＝150,000 円＋（医療費－500,000 円）×0.01  人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額見直し  10,000 円→20,000 円  出産育児一時金の見直し  300,000 円→350,000 円</p>
平成 20 年 4 月	<p>国民健康保険法一部改正  70 歳～74 歳の一般高齢者  ・一部負担金の見直し 1 割→2 割  ・高額療養費の自己負担限度額見直し  一般所得者 外来 12,000 円→24,600 円  入院等 44,400 円→62,100 円  ※激変緩和として、1 年間凍結  乳幼児に対する窓口負担割合の軽減措置を 3 歳未満から義務教育就学前  までに拡大</p>

平成 21 年 1 月	産科医療補償制度の創設に伴う出産育児一時金の引き上げ 3万円加算 (350,000円→380,000円)
平成 21 年 10 月	平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日の経過措置として、出産育児一時金の引き上げ 4万円加算 (380,000円→420,000円)
平成 23 年 4 月	出産育児一時金の引き上げの恒久措置化 (380,000円→420,000円)
平成 26 年 4 月	70歳～74歳の一部負担金の特例措置の廃止 昭和 19 年 4 月 2 日以降の生まれの人から 2割負担(現役並み所得者は 3割負担)
平成 27 年 1 月	高額療養費の自己負担限度額見直し ・ 70歳未満の自己負担限度額 (5区分に細分化) 区分ア 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 0.01 4回目以降 140,100円 区分イ 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 0.01 4回目以降 93,000円 区分ウ 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 0.01 4回目以降 44,400円 区分エ 57,600円 4回目以降 44,400円 区分オ 35,400円 4回目以降 24,600円 出産育児一時金の見直し (420,000円は据え置き) ・ 産科医療補償制度に係る分の額の改正 (30,000円→16,000円)
平成 28 年 4 月	入院時食事代の引き上げ(段階的) 1食 260円→360円 (低所得、難病患者等は据え置き) 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入
平成 29 年 8 月	高額療養費の自己負担限度額見直し ・ 70歳以上の自己負担限度額の見直し 現役並み所得者 外来 44,400円→57,600円 一般所得者 外来 12,000円→14,000円(年間 14.4万円上限) 入院等 44,400円→57,600円(多数該当 44,400円)
平成 30 年 2 月	第三者行為等での傷病時における負担割合見直し 負担割合が 1割の高齢受給者でも第三者行為等では 2割負担
平成 30 年 4 月	都道府県化の施行 県が共同保険者となる (国保の資格管理の変更、県内異動での高額療養費の多数回該当の引継ぎ等) 入院時食事代の引き上げ(段階的) 1食 360円→460円 (低所得、難病患者等は据え置き。ほか一部を除く。)
平成 30 年 8 月	高額療養費の自己負担限度額見直し ・ 70歳以上の自己負担限度額 (現役並み区分の細分化、世帯単位化等) 現役並み所得者Ⅲ 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 0.01 4回目以降 140,100円 現役並み所得者Ⅱ 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 0.01 4回目以降 93,000円 現役並み所得者Ⅰ 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 0.01 4回目以降 44,400円 一般所得者 外来 14,000円→18,000円(年間 14.4万円上限) ※上記以外の区分等には変更なし

令和2年5月	傷病手当金制度の創設 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に支給 対象者：被用者のうち、感染した者又は感染が疑われる者 対象日数：就労予定日数-3日 支給額：1日当たりの支給額 [= (直近の3月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 2/3] × 支給対象日数 対象期間：令和2年1月1日から令和3年3月31日
令和3年4月	傷病手当金制度の対象期間の延長 令和3年6月30日→令和3年9月30日→令和3年12月31日→ 令和4年3月31日→令和4年6月30日→令和4年9月30日→ 令和4年12月31日→令和5年5月7日
令和4年1月	出産育児一時金の見直し (420,000円は据え置き) ・産科医療補償制度に係る分の額の改正 (16,000円→12,000円)
令和5年4月	出産育児一時金の見直し (支給額 420,000円→500,000円)

○その他の給付

	助産費	葬祭費	育児手当金
昭和	円	円	円
30年6月	500	500	—
35年4月	945	914	—
36年4月	1,000	1,000	—
39年4月	2,000	2,000	—
45年4月	10,000		1,200
46年4月		5,000	3,000
49年4月	20,000		
50年7月	40,000		
52年10月	60,000		
54年4月		10,000	
54年12月	80,000		
57年3月	100,000		
59年4月		20,000	
62年3月	130,000		
平成			
4年4月	240,000	50,000	
	出産育児一時金	葬祭費	
6年10月	300,000		
18年10月	350,000		
21年1月	380,000		
21年10月	420,000		
23年4月	420,000 (恒久化)		
27年1月	420,000 (産科医療補償分 16,000 含)		

	出産育児一時金	葬祭費	
令和 4年1月	420,000 (産科医療補償分 12,000 含)		
5年4月	500,000 (産科医療補償分 12,000 含)		

### (3)国民健康保険税の推移

年 度	所得割額 %	資産割額 %	均等割額 円	平等割額 円	限度額 円	備 考
昭和 37					50,000	
昭和 39	2.9	20.0	500	850		+20%
昭和 41	3.0	25.0	700	1,200		+20%
昭和 43	3.4	30.0	1,100	2,000		+30%
昭和 45	3.8	40.0	1,600	3,500		+23%
昭和 46					80,000	
昭和 49					120,000	
昭和 50	4.9		2,500	4,500		+20%
昭和 51	6.1	43.0	3,000	5,400	150,000	+20%
昭和 52	7.8	45.0	3,900	6,900	170,000	+17%
昭和 53					190,000	
昭和 54					220,000	
昭和 55					240,000	
昭和 56					260,000	
昭和 57					270,000	
昭和 58					280,000	
昭和 59			6,360	7,800	350,000	+4.6%
昭和 61	8.3	51.0	12,480	14,640	370,000	+17.5%
昭和 62					390,000	
昭和 63					400,000	
平成元					420,000	
平成 3					440,000	
平成 4	6.9	40.0	12,000	14,000	460,000	△9.7%
平成 5					500,000	
平成 7					520,000	
平成 8	6.3	28.0	16,500	18,500		—
平成 9					530,000	
平成 12	6.2 0.83	25.0 5.88	16,000 3,500	18,000 3,000	530,000 70,000	△2.9% 新規
平成 13	— 1.02	— 7.60	— 4,500	— 3,500	— —	— +16.5%
平成 14	— —	— —	— —	— —	— —	— —
平成 15	— —	— —	— —	— —	— 80,000	— —
平成 16	— —	— —	— —	— —	— —	— —
平成 17	7.0 1.2	25.0 7.6	18,500 5,300	19,500 4,100	530,000 80,000	+12.8% 暫定賦課
平成 18	— —	— —	— —	— —	— 90,000	— —
平成 19	— —	— —	— —	— —	560,000 —	— —
平成 20	5.6 1.4 1.2	20.0 5.0 7.6	14,800 3,700 5,300	15,600 3,900 4,100	470,000 120,000 90,000	— — —

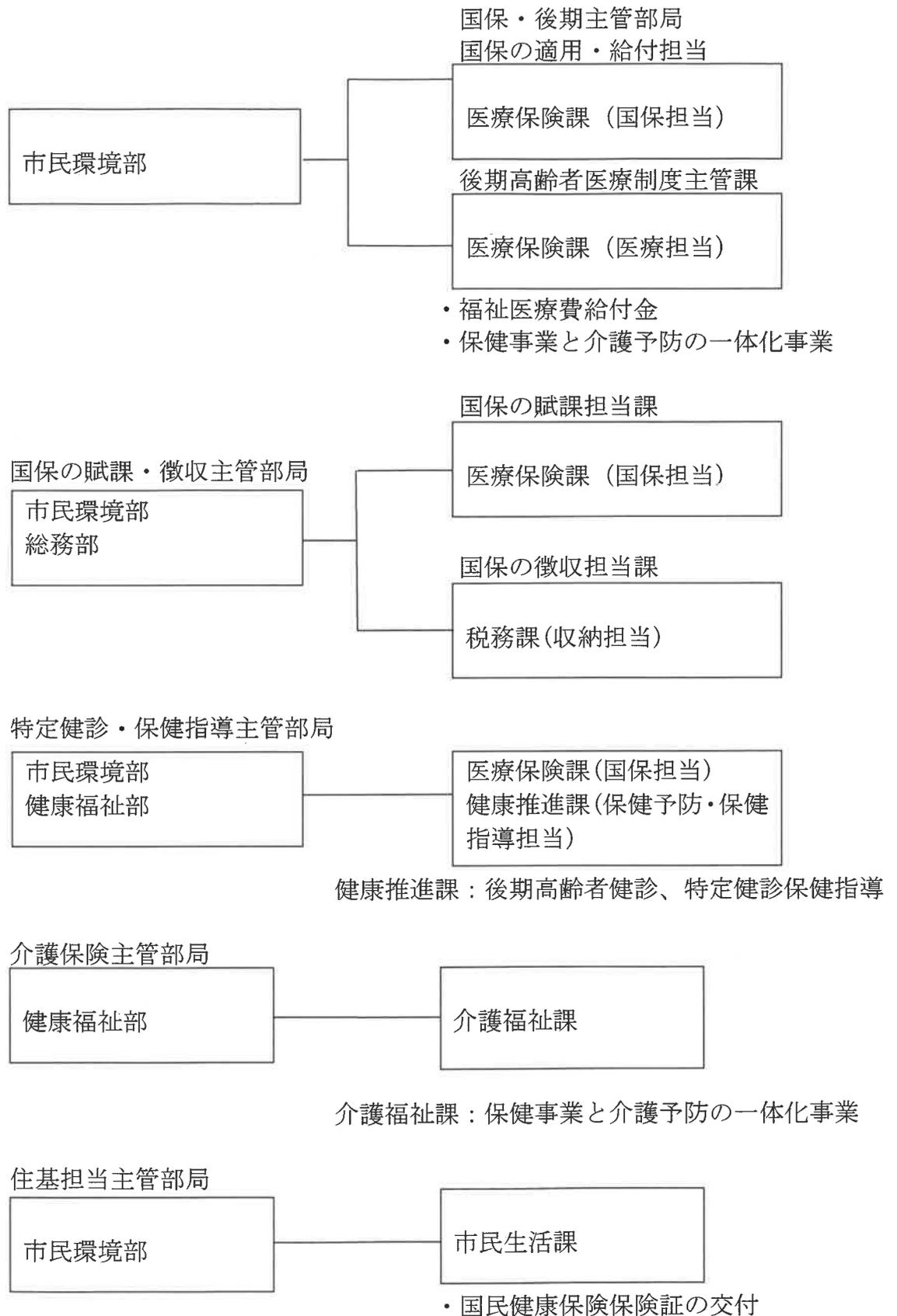
※上段は基礎課税分「医療」、中段は後期高齢者支援金分、下段は介護納付金分保険税の税率等

年 度	所得割額 %	資産割額 %	均等割額 円	平等割額 円	限度額 円	備 考
平成 21	(6.3)6.8	20.0	(15,400)15,900	16,600	470,000	(+13.84) +17.97
	1.6	4.0	4,500	4,700	120,000	
	2.0	4.4	5,800	4,500	100,000	
平成 22	—	—	—	—	500,000	— — —
	—	—	—	—	130,000	
	—	—	—	—	—	
平成 23	6.8	—	15,900	—	510,000	(+3.78)
	—	—	—	—	140,000	
	—	—	—	—	120,000	
平成 24	7.2	—	17,300	17,400	—	+8.07
	1.9	—	5,600	5,000	—	
	2.0	—	6,200	5,800	—	
平成 25	—	—	—	—	—	— — —
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
平成 26	—	—	—	—	—	— — —
	—	—	—	—	160,000	
	—	—	—	—	140,000	
平成 27	—	—	—	—	520,000	— — —
	—	—	—	—	170,000	
	—	—	—	—	160,000	
平成 28	—	—	—	—	540,000	— — —
	—	—	—	—	190,000	
	—	—	—	—	—	
平成 29	—	—	—	—	—	— — —
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
平成 30	7.47	19.15	17,400	16,400	580,000	+2.38
	2.27	4.51	6,800	5,600	—	
	1.84	3.95	6,100	5,100	—	
令和元	7.36	18.95	18,200	16,800	610,000	+3.60
	2.33	4.51	7,400	6,000	—	
	1.99	3.95	7,200	5,400	—	
令和 2	7.05	17.92	18,200	16,800	630,000	+2.49
	2.43	4.51	8,100	6,400	—	
	2.20	3.95	8,300	6,200	170,000	
令和 3	7.92	—	20,000	—	—	+3.80
	2.38	4.47	—	—	—	
	1.98	3.60	—	—	—	
令和 4	7.61	11.95	21,800	20,000	650,000	+0.05
	2.40	2.98	8,600	6,800	200,000	
	2.02	2.40	8,600	6,800	—	
令和 5	—	—	—	—	—	— — —
	—	—	—	—	220,000	
	—	—	—	—	—	
令和 6	7.26	課税廃止	23,200	22,600	—	+3.54
	2.89		10,200	8,200	240,000	
	2.38		10,000	8,000	—	

※上段は基礎（医療）課税分、中段は後期高齢者支援金分、下段は介護納付金分保険税の税率等  
平成 21・22 年度は、（ ）の軽減後の暫定税率を適用（平成 21 年度は緊急経済対策の一環と  
して実施）

令和 6 年度は、標準保険料率に基づいて改定。資産割課税を廃止した。

### 3. 国保関係の事務機構及び事務分掌



## 4. 岡谷市国民健康保険運営協議会

国民健康保険法第11条第2項により設置されている保険者（市）の諮問機関で、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。

「重要事項」とは、国民健康保険事業の基本事項と保険財政に重要な関連を有するもの、すなわち、一部負担金の負担割合の引き下げ、国民健康保険税の税率、保険給付の種類及びその内容の変更等について市長の諮問により建議を行う。

### (1) 協議会の構成

1. 被保険者を代表する委員	3人
2. 保険医又は保険薬剤師を代表する委員（H6.10.1名称変更）	3人
3. 公益を代表する委員	3人
4. 被用者保険等保険者を代表する委員（S61.2.1新設）	2人

### (2) 岡谷市国民健康保険運営協議会委員名簿

（任期 令和4.8.1～令和7.7.31）

会長 林 幸夫（4.8.1～）

副会長 山岡 範子（4.8.1～）

○会長、副会長は、公益代表委員から、毎年互選による選出（再任妨げない）

#### 被保険者代表委員

岩本 吉夫（任期 4.8.1～）新任

藤森 崇之（任期 4.8.1～）新任

鮎澤 きよみ（任期 4.8.1～）新任

#### 保険医・保険薬剤師代表委員

野村 忠利（任期 24.6.1～）再任

早出 啓子（任期 5.8.1～）新任

池波 寛（任期 25.8.1～）再任

#### 公益代表委員

林 幸夫（任期 29.8.1～）再任

上沼 縁（任期 元.8.1～）再任

山岡 範子（任期 4.8.1～）新任

#### 被用者保険等保険者代表委員

黒岩 隆幸（任期 6.4.1～）新任

五味 一人（任期 26.6.21～）再任

(3)岡谷市国民健康保険運営協議会の開催状況(令和5年度)

開催年月日	諮問事項及び答申内容等
R5. 8. 22	第1回岡谷市国民健康保険運営協議会 ○委嘱書の交付 ○会長・副会長の選出について ○協議事項 ・令和4年度岡谷市国民健康保険事業特別会計決算状況について
R5. 12. 26	第2回岡谷市国民健康保険運営協議会 ○協議事項 ・令和5年度岡谷市国民健康保険事業特別会計の決算見込みについて ・データヘルス計画素案の提示と意見聴取について ・岡谷市国保の状況について ・納付金と標準保険税率について
R6. 1. 18	第3回岡谷市国民健康保険運営協議会 ○協議事項 ・令和6年度税率改定(案)について諮問 ・第3期データヘルス計画について
R6. 1. 26	令和6年度岡谷市国民健康保険税の税率等についての答申
R6. 2. 6	第4回岡谷市国民健康保険運営協議会 ○協議事項 ・令和5年度岡谷市国民健康保険事業特別会計の決算見込みについて ・令和6年度岡谷市国民健康保険事業特別会計予算(案)について

## 5. 令和5年度 国民健康保険加入状況

### (1) 総括

#### ○国民健康保険加入世帯及び被保険者数

		4年度末	5年度末	増減	年間平均
世帯数		5,579	5,386	△ 193	5,512
被保険者総数		8,173	7,805	△ 368	8,040
内訳	退職分	0	0	0	0
	一般分	8,173	7,805	△ 368	8,040

#### ○介護保険第2号被保険者数

		4年度末	5年度末	増減	年間平均
一般分		2,583	2,569	△ 14	2,608
退職分		0	0	0	0
計		2,583	2,569	△ 14	2,608

### (2) 月別の加入状況

	世帯数	被保険者		退職被保険者		一般被保険者		介護2号被保険者	
		総数	加入数	割合	加入数	割合	総数	退職	
	世帯	人	人	%	人	%	人	人	
前年度末	5,579	8,173	0	0.00	8,173	100.00	2,583	0	
5年 4月	5,611	8,223	0	0.00	8,223	100.00	2,617	0	
5月	5,606	8,187	0	0.00	8,187	100.00	2,632	0	
6月	5,589	8,175	0	0.00	8,175	100.00	2,621	0	
7月	5,544	8,110	0	0.00	8,110	100.00	2,610	0	
8月	5,518	8,066	0	0.00	8,066	100.00	2,617	0	
9月	5,500	8,022	0	0.00	8,022	100.00	2,612	0	
10月	5,485	7,975	0	0.00	7,975	100.00	2,609	0	
11月	5,467	7,951	0	0.00	7,951	100.00	2,605	0	
12月	5,448	7,914	0	0.00	7,914	100.00	2,608	0	
6年 1月	5,413	7,862	0	0.00	7,862	100.00	2,602	0	
2月	5,388	7,819	0	0.00	7,819	100.00	2,575	0	
3月	5,386	7,805		0.00	7,805	100.00	2,569	0	
年間平均	5,512	8,040	0	0.00	8,040	100.00	2,608	0	

(3)年齢階層別国保加入分布状況

(令和5年10月1日現在)

年齢階層 区分	国保被保険者		岡谷市人口		被保割 A/B
	人数 A	構成	人数 B	構成	
	人	%	人	%	%
0～4歳	64	0.80	1,322	3.69	4.84
5～9歳	112	1.40	1,583	4.41	7.08
10～14歳	164	2.04	1,900	5.30	8.63
15～19歳	215	2.68	2,242	6.25	9.59
20～24歳	187	2.33	1,571	4.38	11.90
25～29歳	179	2.23	1,710	4.77	10.47
30～34歳	177	2.21	1,883	5.25	9.40
35～39歳	251	3.13	2,081	5.80	12.06
40～44歳	332	4.14	2,454	6.84	13.53
45～49歳	460	5.73	3,479	9.70	13.22
50～54歳	533	6.64	3,644	10.16	14.63
55～59歳	520	6.48	3,178	8.86	16.36
60～64歳	692	8.63	2,727	7.60	25.38
65～69歳	1,327	16.54	2,584	7.21	51.35
70～74歳	2,809	35.02	3,505	9.77	80.14
合計	8,022	100.00	35,863	100.00	22.37

※0～74歳の人口

年齢階層 区分	国保被保険者		岡谷市人口		被保割 A/B
	人数 A	構成	人数 B	構成	
	人	%	人	%	%
0～19	555	6.92	7,047	19.65	7.88
20～39	794	9.90	7,245	20.20	10.96
40～59	1,845	22.99	12,755	35.57	14.46
60～69	2,019	25.17	5,311	14.81	38.02
70～74	2,809	35.02	3,505	9.77	80.14
計	8,022	100.00	35,863	100.00	22.37

※0～74歳の人口

(4)年度別被保険者等の状況

(被保状況)

	総世帯数 (10/1)	国保 世帯数	世帯 加入率	総人口 (10/1)	被保険 者数	被保険 者の 加入率	左記の内訳						国保一世 帯当たり 被保数	一世帯 当たり 人口
							一般		退職者		老人			
							被保数	割合	被保数	割合	対象者数	割合		
元年度	19,387	6,194	31.95	48,283	9,483	19.64	9,461	99.77	22	0.23	0	0.00	1.53	2.49
2年度	19,421	6,065	31.23	47,753	9,199	19.26	9,199	100.00	0	0.00	0	0.00	1.52	2.46
3年度	19,138	5,955	31.12	47,073	8,921	18.95	8,921	100.00	0	0.00	0	0.00	1.50	2.46
4年度	19,193	5,735	29.88	46,630	8,484	18.19	8,484	100.00	0	0.00	0	0.00	1.48	2.43
5年度	19,219	5,500	28.62	46,044	8,022	17.42	8,022	100.00	0	0.00	0	0.00	1.46	2.40

## 6. 年度別被保険者異動状況

○取得 (人)

	取 得						
	総 数	内 訳					
		転 入	社 保 離 脱	生 保 廃 止	出 生	後 期 離 脱	そ の 他
元年度	1,530	261	1,177	3	29	1	59
2年度	1,450	214	1,153	17	20	0	46
3年度	1,340	192	1,082	6	18	2	40
4年度	1,540	267	1,199	11	8	1	54
5年度	1,651	308	1,279	11	12	0	41

○喪失 (人)

	喪 失						
	総 数	内 訳					
		転 出	社 保	生 保	死 亡	後 期	そ の 他
元年度	1,980	269	959	14	70	609	59
2年度	1,642	214	900	20	58	403	47
3年度	1,750	146	896	17	76	559	56
4年度	2,019	214	969	13	59	718	46
5年度	2,019	287	937	5	62	681	47

7. 国民健康保険税調定額、収納額、収納率、滞納額、不納欠損額の推移(5年間)

区分			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
国民健康保険税	医療分	調定	現年	円 629,257,381	円 604,731,191	円 621,221,709	円 588,742,339	円 580,511,826
		収納	現年	601,636,530	579,278,335	595,990,172	571,311,329	549,501,843
			滞繰	28,803,219	30,836,330	23,614,854	19,898,095	19,473,593
	後期支援金	調定	現年	209,137,926	216,858,343	202,986,405	195,469,955	193,572,549
		収納	現年	199,888,534	207,613,825	194,586,850	189,546,836	183,212,889
			滞繰	8,529,764	9,535,221	7,743,368	6,578,137	6,460,914
	介護納付金	調定	現年	67,138,593	71,798,766	63,126,286	62,458,306	65,842,125
		収納	現年	62,233,248	66,514,046	58,856,091	59,331,639	60,238,388
			滞繰	4,530,088	5,340,864	4,437,814	3,451,591	3,511,966
	収納率	現年課税分		% 95.4	% 95.5	% 95.7	% 95.5	% 94.4
		滞納繰越分		33.2	37.4	32.2	27.3	26.7
		合計		87.8	88.6	88.7	87.8	86.6
滞納額			円 123,680,357	円 112,866,580	円 111,550,988	円 112,251,107	円 126,182,487	
不納欠損額			円 1,952,063	円 3,319,856	円 1,472,443	円 5,992,754	円 1,519,027	

8. 年度別賦課割合・税率・課税限度額の推移

			応能割					応益割					課税 限度額 (千円)	
			所得割		資産割		応能割 計	均等割		平等割		応益割 計		
			(%)	割合	(%)	割合		(円)	割合	(円)	割合			
30 年度	計	医療分	7.47	58.3	19.15	5.8	64.1	17,400	22.7	16,400	13.2	35.9	580	
	内 訳	一般 退職者		58.3		5.8	64.1		22.7		13.2	35.9		
	内 訳	一般 退職者		53.5		9.6	63.1		25.7		11.2	36.9		
	計	支援分	2.27	54.6	4.51	4.3	58.9	6,800	27.3	5,600	13.8	41.1		190
	内 訳	一般 退職者		54.6		4.2	58.8		27.3		13.9	41.2		
	内 訳	一般 退職者		51.2		7.1	58.3		29.5		12.2	41.7		
計	介護分	1.84	55.5	3.95	3.5	59.0	6,100	23.8	5,100	17.2	41.0	160		
内 訳	一般 退職者		55.9		3.4	59.3		23.6		17.1	40.7			
内 訳	一般 退職者		44.0		6.6	50.6		29.3		20.1	49.4			
元 年度	計	医療分	7.36	56.5	18.95	5.9	62.4	18,200	23.9	16,800	13.7	37.6	610	
	内 訳	一般 退職者		56.5		5.9	62.4		23.9		13.7	37.6		
	内 訳	一般 退職者		39.6		11.2	50.8		34.5		14.7	49.2		
	計	支援分	2.33	52.8	4.51	4.1	56.9	7,400	28.7	6,000	14.4	43.1		190
	内 訳	一般 退職者		52.8		4.1	56.9		28.7		14.4	43.1		
	内 訳	一般 退職者		36.3		7.8	44.1		40.7		15.2	55.9		
計	介護分	1.99	48.2	3.95	2.9	51.1	7,200	33.6	5,400	15.3	48.9	160		
内 訳	一般 退職者		48.3		2.9	51.2		33.6		15.2	48.8			
内 訳	一般 退職者		31.3		6.8	38.1		37.9		24.0	61.9			
2 年度	計	医療分	7.05	55.7	17.92	5.8	61.5	18,200	24.4	16,800	14.1	38.5	630	
	内 訳	一般 退職者		55.7		5.8	61.5		24.4		14.1	38.5		
	内 訳	一般 退職者		-		-	-		-		-	-		
	計	支援分	2.43	52.8	4.51	4.1	56.9	8,100	30.5	6,400	15.2	45.7		190
	内 訳	一般 退職者		52.8		4.1	56.9		30.5		15.2	45.7		
	内 訳	一般 退職者		-		-	-		-		-	-		
計	介護分	2.20	52.6	3.95	2.9	55.5	8,300	26.9	6,200	17.6	44.5	170		
内 訳	一般 退職者		52.6		2.9	55.5		26.9		17.6	44.5			
内 訳	一般 退職者		-		-	-		-		-	-			
3 年度	計	医療分	7.92	56.0	17.92	5.5	61.5	20,000	25.2	16,800	13.3	38.5	630	
	内 訳	一般 退職者		56.0		5.5	61.5		25.2		13.3	38.5		
	内 訳	一般 退職者		-		-	-		-		-	-		
	計	支援分	2.38	50.2	4.47	4.1	54.3	8,100	30.5	6,400	15.2	45.7		190
	内 訳	一般 退職者		50.2		4.1	54.3		30.5		15.2	45.7		
	内 訳	一般 退職者		-		-	-		-		-	-		
計	介護分	1.98	48.9	3.60	2.7	51.6	8,300	29.3	6,200	19.1	48.4	170		
内 訳	一般 退職者		48.9		2.7	51.6		29.3		19.1	48.4			
内 訳	一般 退職者		-		-	-		-		-	-			
4 年度	計	医療分	7.61	58.7	11.95	3.2	61.9	21,800	24.0	20,000	14.1	38.1	650	
	内 訳	一般 退職者		58.7		3.2	61.9		24.0		14.1	38.1		
	内 訳	一般 退職者		-		-	-		-		-	-		
	計	支援分	2.40	55.1	2.98	2.4	57.5	8,600	28.2	6,800	14.3	42.5		200
	内 訳	一般 退職者		55.1		2.4	57.5		28.2		14.3	42.5		
	内 訳	一般 退職者		-		-	-		-		-	-		
計	介護分	2.02	55.2	2.40	1.6	56.8	8,600	25.5	6,800	17.7	43.2	170		
内 訳	一般 退職者		55.2		1.6	56.8		25.5		17.7	43.2			
内 訳	一般 退職者		-		-	-		-		-	-			
5 年度	計	医療分	7.61	58.3	11.95	3.3	61.6	21,800	24.1	20,000	14.3	38.4	650	
	内 訳	一般 退職者		58.3		3.3	61.6		24.1		14.3	38.4		
	内 訳	一般 退職者		-		-	-		-		-	-		
	計	支援分	2.40	54.8	2.98	2.4	57.2	8,600	28.3	6,800	14.5	42.8		220
	内 訳	一般 退職者		54.8		2.4	57.2		28.3		14.5	42.8		
	内 訳	一般 退職者		-		-	-		-		-	-		
計	介護分	2.02	56.2	2.40	1.5	57.7	8,600	24.9	6,800	17.3	42.3	170		
内 訳	一般 退職者		56.2		1.5	57.7		24.9		17.3	42.2			
内 訳	一般 退職者		-		-	-		-		-	-			



## 9. 軽減世帯の状況

(医療給付費分)

年度	7 割 軽 減				5 割 軽 減			
	世帯	前年比	軽減額	前年比	世帯	前年比	軽減額	前年比
	件	件	千円	%	件	%	千円	%
令和元	1,632	-56	45,823	100.52	1,127	37	25,493	106.72
令和2	1,543	-89	42,927	93.68	1,099	-28	24,561	96.34
令和3	1,573	30	46,162	107.54	1,096	-3	26,472	107.78
令和4	1,555	-18	50,818	110.09	1,032	-64	27,832	105.14
令和5	1,476	-79	48,142	94.73	1,004	-28	26,582	95.51

(後期高齢者支援金等分)

年度	7 割 軽 減				5 割 軽 減			
	世帯	前年比	軽減額	前年比	世帯	前年比	軽減額	前年比
	件	件	千円	%	件	件	千円	%
令和元	1,632	-56	17,707	104.86	1,127	37	9,940	111.25
令和2	1,543	-89	17,973	101.50	1,099	-28	10,399	104.62
令和3	1,573	30	18,264	101.62	1,096	-3	10,521	101.17
令和4	1,555	-18	18,898	103.47	1,032	-64	10,472	99.53
令和5	1,476	-79	17,903	94.73	1,004	-28	9,995	95.44

(介護納付金分)

年度	7 割 軽 減				5 割 軽 減			
	世帯	前年比	軽減額	前年比	世帯	前年比	軽減額	前年比
	件	件	千円	%	件	件	千円	%
令和元	670	-41	6,151	105.96	348	12	2,387	116.84
令和2	654	-16	6,871	111.71	337	-11	2,680	112.27
令和3	692	38	7,256	105.60	350	13	2,757	102.87
令和4	677	-15	7,533	103.82	324	-26	2,714	98.44
令和5	676	-1	7,594	100.81	344	20	2,821	103.94

2 割 軽 減				合 計			
世帯	前年比	軽減額	前年比	世帯	前年比	軽減額	前年比
件	件	千円	%	件	件	千円	%
750	-81	7,039	94.36	3,509	-100	78,355	101.85
755	5	6,916	98.25	3,397	-112	74,404	94.96
740	-15	7,259	104.96	3,409	12	79,893	107.38
715	-25	7,938	109.35	3,302	-107	86,588	108.38
686	-29	7,455	93.92	3,166	-136	82,179	94.91

2 割 軽 減				合 計			
世帯	前年比	軽減額	前年比	世帯	前年比	軽減額	前年比
件	件	千円	%	件	件	千円	%
750	-81	2,749	98.35	3,509	-100	30,396	106.22
755	5	2,931	106.62	3,397	-112	31,303	102.98
740	-15	2,886	98.46	3,409	12	31,671	101.18
715	-25	2,990	103.60	3,302	-107	32,360	102.18
686	-29	2,806	93.85	3,166	-136	30,704	94.88

2 割 軽 減				合 計			
世帯	前年比	軽減額	前年比	世帯	前年比	軽減額	前年比
件	件	千円	%	件	件	千円	%
265	-21	753	105.46	1,283	-50	9,291	108.51
266	1	851	113.01	1,257	-26	10,402	111.96
253	-13	807	94.83	1,295	38	10,820	104.02
234	-19	803	99.50	1,235	-60	11,050	102.13
233	-1	793	98.75	1,253	18	11,208	101.43

## 10. 岡谷市国民健康保険 保健事業の状況

### I. 特定健康診査・特定保健指導事業

#### (1) 基本的事項

##### ① 受診対象者

40～75歳未満の国民健康保険加入者

##### ② 実施期間

令和5年6月1日（土）～11月30日（土）

#### (2) 特定健康診査等の実施状況と目標値

特定健康診査・特定保健指導については、健康と長寿を確保しつつ、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとして、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度から制度化され実施している。

平成30年度から第3期特定健診等実施計画の期間となり、国による健診や保健指導の実施項目の見直しが行われ、令和5年度に60%の受診率目標が再設定された。

【特定健診受診率・特定保健指導実施率（法定報告数値）】

			R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
特定健康診査	目標値 (計画)	受診率	45.0%	49.0%	53.0%	56.0%	60.0%
	実績 (結果)	受診率	37.2%	33.3%	36.4%	40.0%	47.1%
		対象者数	6,913人	6,841人	6,554人	6,120人	5,755人
		実施者数	2,570人	2,281人	2,388人	2,448人	2,711人
特定保健指導	目標値 (計画)	実施率	55.0%	56.0%	58.0%	59.0%	60.0%
	実績 (結果)	実施率	51.5%	51.0%	48.5%	45.7%	49.5%
		対象者数	299人	247人	297人	269人	307人
		実施者数	154人	126人	144人	123人	152人

### (3) 特定保健指導の実施状況

- ① 動機づけ支援・・・通知を郵送。結果説明会を行い、これを初回面接とする。結果説明会に来られなかった場合は、訪問等に対応する。行動計画の実施評価として、初回面接から3か月後にアンケートを郵送する。
- ② 積極的支援・・・通知を郵送。結果説明会を行い、これを初回面接とする。結果説明会に来られなかった場合は、訪問等支援プログラムにより、3か月以上継続した支援を行う。施設での支援プログラムを勧める。施設でのプログラムを希望しない場合は市で継続支援し、生活習慣改善と保健指導率向上を図る。
- ③ 休日健診における特定保健指導の実施・・・第3期特定健康診査、特定保健指導から健診結果が揃わない場合の面接による支援の分割実施が可能となったため、休日健診の当日に面接を行い、結果が揃った段階で電話等により結果を説明し、初回面接とする。
- ④ ハイリスク者の対応・・・受診勧奨、糖尿病性腎症重症化予防事業

【特定保健指導実施状況】

		R1	R2	R3	R4	R5
	評価対象者数(人)	2,572	2,281	2,388	2,450	2,714
積極的支援	対象者数(人)	62	45	65	54	77
	対象者割合	2.4%	2.0%	2.7%	2.2%	2.8%
	利用者数(人)	35	26	43	32	47
	利用者割合	56.5%	57.8%	66.2%	59.3%	61.0%
	終了者数(人)	17	14	17	12	18
	終了者割合	27.4%	31.1%	26.2%	22.2%	23.4%
	服薬中除外者数(人)	66	58	73	95	115
動機付け支援	対象者数(人)	237	202	232	215	230
	対象者割合	9.2%	8.9%	9.7%	8.8%	8.5%
	利用者数(人)	138	112	131	117	155
	利用者割合	58.2%	55.4%	56.5%	54.4%	67.4%
	終了者数(人)	137	112	127	111	134
	終了者割合	57.8%	55.4%	54.7%	51.6%	58.3%
	服薬中除外者数(人)	488	442	461	466	
特定保健指導	対象者数(人)	299	247	297	269	307
	終了者数(人)	154	126	144	123	152
	終了者割合 (●実施率)	51.5%	51.0%	48.5%	45.7%	49.5%

(4) 特定健診を受診しやすい環境づくり

①国保加入者の健康増進に向けた受診率向上のため、受診者負担金の**無料**を継続実施していく。

②休日健診については、年4回(6月、9月、10月、11月)実施する。当日、保健師による初回面接を全員に実施する。

【休日健診開催・受診状況】

	開催回数	受診者(人)	前年比
H22	1	58	—
H23	2	170	112
H24	2	233	63
H25	2	253	20
H26	3	346	93
H27	3	425	79
H28	4	425	0
H29	4	395	△30
H30	4	388	△7
R1	4	322	△56
R2	1 (3回中止)	78	△254
R3	4	273	195
R4	4	269	△4
R5	4	269	△4

※R2は感染予防対策のため中止

③休日健診の受診者全員に歯科健診(無料)の機会を提供する。

【休日歯科健診受診状況】

	回数	受診者(人)	前年比
R2	0 (中止)	—	—
R3	0 (中止)	—	—
R4	1 (6月)	101	—
R5	4	208	107

※R2、R3は感染予防対策のため中止

④市の基本健診、協会けんぽとの相乗り健診を実施し、若年層や家族ぐるみの受診機会を提供する。

【相乗り健診実施状況】

実施日	健診の種類
令和5年9月30日(土)	市基本健診・後期高齢者健診
令和5年10月29日(日)	協会けんぽ被扶養者
令和5年11月26日(日)	市基本健診・後期高齢者健診

⑤事業主健診を受けている(受ける)ことを理由に特定健診を受けていない被保険者からの受診結果データの提出を引続き求めていく。

⑥令和元年度から、医師会の協力のもと、治療中者からのデータ取得を図り、特定健診のみなしデータ取得を委託実施する。

【みなしデータ提供】

	提供件数
R1	2
R2	3
R3	2
R4	5
R5	6

⑦健康ポイント事業では、特定健診やドック受診者、運動療法教室受講者、健診データ、みなしデータ提供を対象に、オカヤペイ(200pt)を贈呈し、インセンティブ事業で健康事業の活性化を図る。

【健康ポイント交換率】

	R5	R4	R3	R2	R1
配布数(枚)	3,105	2,869	2,684	2,513	2,924
引換数(枚)	1,300	1,208	926	634	1,067
交換率(%)	41.9	42.1	34.5	25.2	36.5

⑧特定健診未受診者対策としてAI分析による勧奨事業を行っている。未受診者の過去の受診歴や、問診から分析されるその方の健康意識を分析し、行動理論に基づいた効果的な勧奨通知を行う。

【特定健診受診勧奨事業実績】

	対象抽出者数	送付者数	うち勧奨後受診者数	受診率
計	6,228	4,667	1,242	28.9%
連続受診者 (過去3年連続受診)	954	237	73	75.3%
不定期受診者 (過去3年間で1~2回受診)	1,609	1,260	672	59.8%
未経験者 (過去3年間で受診歴なし)	3,665	3,170	497	16.1%

※送付者数：2回勧奨対象者は1人としてカウントしている

1回目勧奨 8/25 発送      2回目勧奨 10/10 発送

## II. その他保健事業等

### ①保健事業支援業務委託事業

効率的で効果的な保健事業等を行うため、医療費分析、KDB データ分析による保健事業対象者のリスト抽出や各種アドバイスなど、総合的に保健事業の実施に際しての専門的な支援を受けるための業務委託を行う。

### ②人間ドック実施事業

受診率向上のため、特定健診と合わせて受診勧奨を行う。

補助額 日帰り：15,000円 一泊2日：30,000円
------------------------------

#### 【人間ドック受診状況】

		R5	R4	R3	R2	R1
委託料	日帰り	188	185	198	175	215
	1泊2日	11	12	8	8	12
補助金	日帰り	143	165	152	119	155
	1泊2日	22	23	26	18	24
計	日帰り	331	350	350	294	370
	1泊2日	33	35	34	26	36
合計		364	385	384	320	406

補助額の内訳

- ・業務委託料 3,150千円（市内の指定医療機関）
- ・補助金（償還払い） 2,805千円（指定の医療機関以外を受診した場合）

### ③思春期健康教育講座開催事業

市内4中学校を対象に、思春期健康教育講座を開催

### ④特定健診後のフォローの充実（健康推進課との協働）

- ・糖尿病性腎症重症化予防事業

レセプト、健診データを分析し、糖尿病性腎症患者の階層化を行い、運動や栄養指導により、疾病の改善効果が期待できる対象者を抽出し、運動療法教室受講につなげる。医療機関未受診者へは受診勧奨を行う。

- ・お家でできる運動療法を習得するための講座

岡谷市生活習慣病フォローアップ事業「運動療法教室」は、医師から運動を勧められている方を対象に、運動指導、栄養指導を個別プログラムで3か月間実施する。血液データ等の受講結果についてはかかりつけ医へのフィードバックを行い、事業効果を高める。

#### <運動療法教室参加状況>

講座内容	期間	参加者数	負担金
お家でできる運動療法を習得するための講座 期間：4か月 個別指導（運動・栄養）：7回	5/9～8/10	2名 （男1：女1）	3,500円

トレーニングアイテムの無料貸出（期間中）、 かかりつけ医との連携、オリジナル運動プログラム	9/7～12/14	3名 (男2:女1)	
--	-----------	---------------	--

### Ⅲ. 医療費適正化事業

#### ①医療費通知事業

税の医療費控除制度の変更に合わせ、通年の受診状況での年1回の通知を行う。

##### 【医療費通知】

発送日	対 象	通知世帯数
R6.2.1	R4.11月～R5.10月診療分	5,783

#### ②後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知事業

平成30年度から300円以上の差額見込（～H29:500円）に通知対象を拡大し、啓発の強化を図っており、データヘルス計画に沿った事業推進と効果検証を行う。

##### 【ジェネリック医薬品差額通知】

ジェネリック差額通知は、4月に調剤された分を7月に67世帯、10月に調剤された分を1月に74世帯へ郵送しました。 合計：141世帯

※【厚労省公表】岡谷市のジェネリック使用割合（R5.9月診療分） 84.1%  
長野県のジェネリック使用割合（R5.9月時点） 84.1%  
全国平均の使用割合 81.86%

11. 令和5年度 岡谷市国民健康保険事業特別会計決算状況

(単位:円)

歳入			歳出				
科目		金額	科目		金額		
国民健康保険税	一般	医療	現年課税分	549,501,843	総務費	総務管理費	51,037,868
			滞納繰越分	19,473,593		徴税費	15,210,170
			計	568,975,436		運営協議会費	117,750
		後期高齢者支援金	現年課税分	183,212,889		趣旨普及費	0
			滞納繰越分	6,460,914		計	66,365,788
			計	189,673,803		療養諸費	療養給付費
	介護	現年課税分	60,238,388		退職者		0
		滞納繰越分	3,511,966		計		2,544,212,274
		計	63,750,354	療養費	一般		21,674,312
	計	現年課税分	792,953,120				退職者
			滞納繰越分	29,446,473			計
		計	822,399,593		計	2,565,886,586	
	退職	医療	現年課税分	0	審査支払手数料	8,547,361	
			滞納繰越分	45,816	計	2,574,433,947	
			計	45,816	高額療養費	一般	394,075,985
		後期高齢者支援金	現年課税分	0			退職者
			滞納繰越分	14,371		計	394,075,985
			計	14,371	高額介護合算	一般	278,468
	介護	現年課税分	0			退職者	0
			滞納繰越分	13,413		計	278,468
	計	13,413	移送費	一般	0		
計	現年課税分	0		退職者	0		
	滞納繰越分	73,600		計	0		
	計	73,600	その他給付	出産育児一時金	4,248,000		
	計	822,473,193		出産支払手数料	1,680		
使用料及び手数料		417,200		葬祭費	2,900,000		
国庫支出金		63,000	傷病手当金	0			
県支出金	補助金	保険給付等交付金	普通交付金	2,968,697,839			
			特別交付金	38,966,000	計	7,149,680	
		計	計	3,007,663,839	計	2,975,938,080	
繰入金	一般会計繰入金			医療給付費分	一般	665,534,464	
					退職者	20,000	
諸収入	基金繰入金				計	665,554,464	
					後期高齢者等支援金分	一般	270,323,324
		延滞金及び過料			退職者	10,000	
		雑入			計	270,333,324	
		貸付金元利収入			介護納付金分	86,584,680	
		計			計	1,022,472,468	
財産収入	基金利子	32,228	保健事業費	保健事業費	56,867,937		
繰越金		93,966,366		高額医療費貸付金	0		
寄附金		0		出産費貸付金	0		
歳入合計		4,250,812,724		計	56,867,937		
			諸支支出金	一般保険税還付金	2,990,900		
					退職者	0	
					一般償還金	25,480,652	
					退職者償還金	262,174	
					国庫支出金等返還金	38,000	
					計	28,771,726	
			基金積立金	32,228			
			公債費	利子	0		
			予備費	0			
			歳出合計	4,150,448,227			
		歳入歳出差し引き		100,364,497			

## 12. 年度別岡谷市国民健康保険事業決算状況

〈歳入〉

(単位：千円)

科目/年度	元	2	3	4	5
1 国民健康保険税	905,621	899,119	885,229	850,118	822,473
3 国庫支出金	3,855	3,928	1,253	84	63
4 県支出金	3,355,404	3,135,799	3,217,623	3,039,766	3,007,664
療養給付費交付金	—	—	—	—	—
前期高齢者交付金	—	—	—	—	—
共同事業交付金	—	—	—	—	—
5 一般会計繰入金	292,344	297,012	298,258	298,126	299,816
その他(2・6・7)	53,050	56,674	34,233	36,714	26,830
小計 A	4,610,274	4,392,532	4,436,596	4,224,808	4,156,846
5 基金繰入金①	10,000	0	0	0	0
8 繰越金 ②	67,031	59,085	102,768	101,350	93,967
当年度外収入①+②=B	77,031	59,085	102,768	101,350	93,967
歳入計 A+B=C	4,687,305	4,451,617	4,539,364	4,326,158	4,250,813

〈歳出〉

科目/年度	元	2	3	4	5
1 総務費	72,224	71,265	74,676	72,825	66,366
2 保険給付費	3,314,114	3,104,352	3,182,230	3,006,976	2,975,938
(療養諸費)	2,874,117	2,675,665	2,757,970	2,604,580	2,574,434
(その他の給付)	439,997	428,687	424,260	402,396	401,504
3 事業費納付金	1,151,946	1,076,914	1,096,269	1,068,264	1,022,472
後期高齢者支援金	—	—	—	—	—
前期高齢者納付金	—	—	—	—	—
老人保健拠出金	—	—	—	—	—
介護納付金	—	—	—	—	—
共同事業拠出金	—	—	—	—	—
4 保健事業費	50,455	47,653	45,444	50,195	56,868
その他(5・7・8)	39,406	48,629	39,360	33,902	28,772
小計 D	4,628,145	4,348,813	4,437,979	4,232,162	4,150,416
6 基金積立金③	75	35	36	29	32
繰上充用金④	0	0	0	0	0
歳出計 D+③+④=E	4,628,220	4,348,848	4,438,015	4,232,191	4,150,448
実質収支 C-E	59,085	102,769	101,349	93,967	100,365
単年度収支 A-D	△ 17,871	43,719	△ 1,383	△ 7,354	6,430
基金残高	90,175	90,210	90,246	90,275	90,307

13. 年度別国庫支出金等収入状況

(単位:千円)

		元	2	3	4	5	
国庫補助金	財交 政付 調金 整	普通調整交付金					
		特別調整交付金					
		(うち保健事業分)					
		計					
	後期高齢者医療制度創設事業費						
	高齢者医療制度円滑導入事業費国庫補助金						
	出産育児一時金国庫補助金	0	0	0	0	44	
	制度関係業務準備事業費補助金	3,855	1,559	122	84	19	
	災害等臨時特例補助金		2,369	1,131	0	0	
	会計年度収入額	3,855	3,928	1,253	84	63	
実質収入額	3,855	3,928	1,253	84	63		
国庫支出金会計年度収入額		3,855	3,928	1,253	84	63	
国庫支出金実質収入額		3,855	3,928	1,253	84	63	
退職者療養 給付費交付金	現年度分						
	内超過交付分						
	当年度未交付分						
	過年度分交付分						
	過年度分返還分						
	会計年度収入額						
実質収入額							
前期高齢者交付金							
共同事業交付金							
会計年度収入額計		3,855	3,928	1,253	84	63	
実質収入額計		3,855	3,928	1,253	84	63	
県負担金							
高額医療費共同事業県負担金							
特定健康診査等県負担金							
県補助金	普通調整交付金						
	特別調整交付金						
	普交 付 通 金	現年度分	3,300,173	3,092,839	3,172,068	2,997,910	2,968,698
		過年度分交付分					
		過年度分返還分					
	特別 交 付 金		55,231	42,960	45,555	41,856	38,966
		保険者努力支援制度分	18,546	14,565	19,759	21,777	22,865
		特定健康診査等負担分	10,168	8,856	9,082	9,572	10,740
国調整交付金の保健事業分		4,000	5,569	5,801	0	0	
国調整交付金のその他特別の事情分		9,137	5,592	4,666	5,012	3,991	
県特別交付金繰入金分	13,380	8,378	6,247	5,495	1,370		
一般会計繰入金		292,344	297,011	298,257	298,126	299,815	
保険基盤安定分		194,457	191,549	201,068	208,173	198,556	
助産費・出産育児一時金分		3,589	6,989	4,189	3,360	8,520	
事務費分		66,358	71,621	70,944	71,162	76,657	
安定支援分		14,757	15,403	15,213	14,893	14,893	
特定世帯軽減分		12,744	11,042	6,372	0	0	
福祉医療現物分		439	407	471	538	0	
未就学児軽減分						1,162	
産前産後軽減分						27	
基盤安定	国庫負担金	38,976	38,036	39,601	39,530	38,243	
特定財源	県負担金	106,867	106,625	111,199	116,599	111,566	

14. 年度別一般会計繰入金の状況

(単位:円)

年度	繰入額	繰入金の内訳							被保険者 1人当たり	総収入 に対する割合	前年比
		保険基盤 安定分	事務費等分	安定支援分	特定世帯 等軽減分	福祉医療 現物分	臨時繰入分	未就学児等 軽減分			
昭和	円	円	円	円	円	円	円	円	%	%	
47	9,000,000							720	2.60	81.82	
48	9,000,000							713	2.17	100.00	
49	14,000,000							1,105	2.74	155.56	
50	33,100,000							2,522	5.24	236.43	
51	36,800,000							2,811	4.54	111.18	
52	37,910,000							2,889	3.87	103.02	
53	5,550,000							414	0.50	14.64	
54	7,000,000							507	0.58	126.13	
55	10,000,000							715	0.75	142.86	
56	13,000,000							908	0.87	130.00	
57	17,000,000							1,160	1.11	130.77	
58	—										
59	20,000,000							1,359	1.20		
60	—										
61	40,000,000							2,707	2.09		
62	—										
63	28,600,000	28,600,000						2,044	1.51		
平成	元										
元	27,718,000	27,718,000						2,033	1.32	96.62	
2	26,936,784	26,936,784						2,008	1.17	97.19	
3	27,427,488	27,427,488						2,086	1.10	101.82	
4	75,635,600	26,329,600	39,322,000	2,291,000				5,765	3.10	275.77	
5	95,119,800	27,992,800	53,440,000	13,687,000				7,228	3.78	125.76	
6	102,668,800	28,824,800	54,221,000	19,623,000				7,680	3.99	107.94	
7	108,720,600	30,527,600	46,114,000	32,079,000				7,978	3.99	105.89	
8	90,985,300	41,371,300	49,614,000	0				8,669	4.32	83.69	
9	128,929,700	41,746,700	54,005,000	33,178,000				8,781	4.36	141.70	
10	131,118,000	45,065,700	64,063,300	21,989,000				8,557	4.25	101.70	
11	174,888,000	47,438,700	104,041,300	23,408,000				10,939	5.35	133.38	
12	164,466,000	51,620,000	86,479,750	26,366,250				9,983	4.82	94.04	
13	158,122,000	54,730,800	93,939,950	9,451,250				9,191	4.31	96.14	
14	147,078,100	62,033,000	80,852,100	4,193,000				8,137	4.18	93.02	
15	177,319,230	93,073,094	73,622,386	10,623,750				9,532	4.58	120.56	
16	185,763,283	93,983,274	76,587,509	15,192,500				9,784	4.74	104.76	
17	200,556,124	103,090,240	82,202,884	15,263,000				10,452	4.75	107.96	
18	224,038,108	108,345,667	100,276,441	15,416,000				11,682	5.04	111.71	
19	198,439,244	101,022,449	85,185,795	12,231,000				10,454	4.04	88.57	
20	178,997,200	69,005,316	98,888,884	11,103,000				13,732	3.79	90.20	
21	216,004,003	74,637,954	88,772,049	22,566,000	30,028,000			16,439	4.55	120.67	
22	219,013,768	115,401,565	68,628,313	20,238,000	14,745,890			17,070	4.64	101.39	
23	330,061,391	109,596,600	86,447,351	20,837,000	13,180,440		100,000,000	26,158	6.72	150.70	
24	276,076,968	119,314,591	73,741,002	20,481,000	12,540,375		50,000,000	22,054	5.42	83.64	
25	280,282,128	121,826,652	75,846,836	19,732,000	12,876,640		50,000,000	22,644	5.41	101.52	
26	248,568,041	149,411,244	71,135,597	19,526,000	8,495,200			20,596	4.65	88.68	
27	317,079,396	197,444,165	70,436,951	33,917,000	15,281,280			27,429	5.48	127.56	
28	293,390,702	195,311,214	69,385,688	13,725,000	14,968,800			26,806	5.13	92.53	
29	289,976,034	192,019,384	70,816,250	13,650,000	13,490,400			28,274	5.18	91.45	
30	290,417,088	190,713,531	72,086,557	13,791,000	13,496,000	330,000		29,928	6.07	100.15	
令和	元										
元	292,343,977	194,457,373	69,947,104	14,757,000	12,743,500	439,000		31,591	6.24	100.66	
2	297,011,601	191,549,204	78,610,297	15,403,000	11,042,100	407,000		32,776	6.67	101.60	
3	298,195,502	201,068,405	75,071,097	15,213,000	6,372,000	471,000		34,465	6.57	100.40	
4	298,125,864	206,619,271	73,947,593	14,893,000	0	538,000	2,128,000	35,152	6.89	99.98	
5	299,815,885	198,556,206	85,176,873	14,893,000	0	0	1,189,806	37,291	7.05	100.57	

繰入金の種類

- 保険基盤安定分---国民健康保険法第72条の2に基づく、保険税軽減相当額分。  
(平成15年度から保険者支援制度が創設され、保険者支援分を含む)
- 事務費等分---平成4年度より助産費(平成6年度より出産育児一時金)、事務費の person 費等が一般財源化されたことに伴うもの。
- 安定支援分---平成4年度より措置。保険者の責に帰すことのできない理由に対し、交付税措置をしたもの。
- 特定世帯等軽減分---平成21年度より、保険者の責によらない軽減分(後期高齢者医療制度創設に伴う国保税軽減分)について、岡谷市としてルール化したもの。(令和4年度で解消)
- 福祉医療現物影響分---平成30年8月からの子ども医療費の現物給付方式施行に伴う影響相当分について、県の算定に基づき、岡谷市としてルール化したもの。
- 未就学児等軽減分---令和4年度より未就学児の均等割保険税軽減分、令和6年より産前産後被保険者の所得割均等割保険税軽減分

## 15. 医療給付費等の状況

### (1) 各種療養費支給の状況

一般療養給付費			退職者療養給付費			
R 3	R 4	R 5	R 3	R 4	R 5	R 3
220,895,032	233,773,199	231,355,018	0	0	0	1,769,881
232,652,842	213,292,183	218,411,089	0	0	0	2,154,652
207,420,477	198,647,424	220,151,494	0	0	0	1,977,254
219,156,217	212,826,661	219,894,935	0	0	0	1,915,390
242,356,702	211,592,567	195,780,351	0	0	0	2,046,606
236,344,120	203,784,438	204,398,859	0	0	0	2,245,050
230,157,428	215,268,668	213,667,482	0	0	0	2,351,135
215,480,512	224,768,367	221,293,617	0	0	0	2,434,876
219,543,331	214,116,351	204,092,385	0	0	0	1,963,435
237,212,802	217,288,414	212,626,408	0	0	0	4,052,614
212,691,641	208,326,968	190,005,215	0	0	0	2,077,117
249,263,309	220,433,808	212,535,421	0	0	0	1,799,632
2,723,174,413	2,574,119,048	2,544,212,274	0	0	0	26,787,642

一般高額療養費 (介護合算)			退職者高額療養費 (介護合算)			
R 3	R 4	R 5	R 3	R 4	R 5	R 3
33,519,736	37,229,997	30,861,619	0	0	0	256,184,649
32,899,782	35,425,467	35,436,403	0	0	0	267,707,276
35,524,778	32,209,643	35,527,861	0	0	0	244,922,509
32,176,184	28,965,000	34,554,984	0	0	0	253,247,791
31,655,972	29,667,481	34,879,423	0	0	0	276,059,280
40,630,446	30,850,237	29,135,506	0	0	0	279,219,616
36,663,691	29,348,734	30,197,255	0	0	0	269,172,254
37,795,588	32,508,965	34,480,092	0	0	0	255,710,976
32,080,948	36,802,164	36,096,524	0	0	0	253,587,714
32,448,569	32,403,888	31,822,148	0	0	0	273,713,985
37,010,683	35,247,566	33,030,433	0	0	0	251,779,441
31,820,117	32,558,961	28,053,737	0	0	0	282,883,058
414,226,494	393,218,103	394,075,985	0	0	0	3,164,188,549

(単位：円)

一般療養費		退職者療養費		
R 4	R 5	R 3	R 4	R 5
1,764,455	2,159,102	0	0	0
1,874,934	1,723,052	0	0	0
1,897,580	1,473,860	0	0	0
1,985,591	2,222,617	0	0	0
1,905,801	1,871,525	0	0	0
1,951,519	1,609,589	0	0	0
1,808,657	1,690,487	0	0	0
2,036,985	1,783,313	0	0	0
1,770,260	1,923,585	0	0	0
2,000,512	2,124,873	0	0	0
1,811,785	1,705,127	0	0	0
1,631,881	1,387,182	0	0	0
22,439,960	21,674,312	0	0	0

合 計		R 4-R 3	R 4/R 3	R 5-R 4	R 5/R 4
R 4	R 5	差引	対前年比	差引	対前年比
272,767,651	264,375,739	16,583,002	106.47%	△ 8,391,912	△3.08%
250,592,584	255,570,544	△ 17,114,692	93.61%	4,977,960	1.99%
232,754,647	257,153,215	△ 12,167,862	95.03%	24,398,568	10.48%
243,777,252	256,672,536	△ 9,470,539	96.26%	12,895,284	5.29%
243,165,849	232,531,299	△ 32,893,431	88.08%	△ 10,634,550	△4.37%
236,586,194	235,143,954	△ 42,633,422	84.73%	△ 1,442,240	△0.61%
246,426,059	245,555,224	△ 22,746,195	91.55%	△ 870,835	△0.35%
259,314,317	257,557,022	3,603,341	101.41%	△ 1,757,295	△0.68%
252,688,775	242,112,494	△ 898,939	99.65%	△ 10,576,281	△4.19%
251,692,814	246,573,429	△ 22,021,171	91.95%	△ 5,119,385	△2.03%
245,386,319	224,740,775	△ 6,393,122	97.46%	△ 20,645,544	△8.41%
254,624,650	241,976,340	△ 28,258,408	90.01%	△ 12,648,310	△4.97%
2,989,777,111	2,959,962,571	△ 174,411,438	94.49%	△ 29,814,540	△1.00%

## (2)年間診療別給付状況

上段：一般  
下段：退職者

	件数	日数 (調剤：枚) (食事療養：回)	費用額	受診率 (100人当レセプト件数)	1件当たり 日数	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
	件	日	円	件	日	円	円
入院	1,851	28,984	1,193,550,450	23.022	15.66	644,814	148,452
	0	0	0	-	-	-	-
入院外	68,178	96,440	1,206,868,850	847.985	1.41	17,702	150,108
	0	0	0	-	-	-	-
歯科	20,000	30,632	277,232,710	248.756	1.53	13,862	34,482
	0	0	0	-	-	-	-
調剤	43,047	49,113	624,364,510	535.410	1.14	14,504	77,657
	0	0	0	-	-	-	-
食事療養 生活療養	1,795	76,253	50,703,518	22.326	42.48	28,247	6,306
	0	0	0	-	-	-	-
訪問 看護	627	4,887	75,642,580	7.799	7.79	120,642	9,408
	0	0	0	-	-	-	-

## (3)年度別その他の給付状況

	高額療養費 (上段：一般 下段：退職者)		高額介護合算療養費 (上段：一般 下段：退職者)		出産育児一時金		葬祭費	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
元	7,484	422,915	17	494	25	10,484	66	3,300
	15	2,200	0	0				
2	7,052	416,496	9	236	21	8,804	52	2,600
	5	14	0	0				
3	7,157	413,862	13	201	15	6,288	70	3,500
	0	0	0	0				
4	7,099	392,460	13	208	15	5,844	56	2,800
	0	0	0	0				
5	6,735	394,072	17	278	11	4,248	58	2,900
	0	0	0	0				

## 16. 令和5年度国民健康保険諸率表

### (1) 保険料(税)関係諸率

1世帯当たり保険料(税)調定額(現年分)

全 体	円 152,381
-----	--------------

保険料(税)収納率(現年分)

一 般	%	94.41	退 職	%	—
-----	---	-------	-----	---	---

1人当たり保険料(税)調定額(現年分)

一 般	円 104,468	退 職	円 —	計	円 104,468
-----	--------------	-----	--------	---	--------------

### (2) 療養の給付(診療費)等諸率

対象	年報	種 別	100人当レセプト件数 (受診率とみなす)	1件当たり日数	1日当たり費用額	1人当たり費用額	1件当たり費用額
			件	日	円	円	円
一 般	C 表	入 院	23.022	15.66	41,180	148,452	644,814
		(前年度比)	0.93	0.43	-199	9,159	14,429
		入 院 外	847.985	1.41	12,514	150,108	17,702
		(前年度比)	16.40	-0.02	-225	-1058	-476
		歯 科	248.756	1.53	9,050	34,482	13,862
(前年度比)	11.52	-0.02	22	1326	-114		
		計	1,119.763	1.73	17,158	333,042	29,742
退 職 者 等	F 表	入 院	—	—	—	—	—
		入 院 外	—	—	—	—	—
		歯 科	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—
全 体		入 院	23.022	15.66	41,180	148,452	644,814
		入 院 外	847.985	1.41	12,514	150,108	17,702
		歯 科	248.756	1.53	9,050	34,482	13,862
		計	1,119.763	1.73	17,158	333,042	29,742

- \* 1世帯当たり調定額＝調定額(一般・退職の計)÷年間平均世帯数
- \* 1人当たり調定額＝調定額(一般・退職・計)÷年間平均被保険者数
- \* 受診率＝(100人当たり受診件数)＝年間診療件数÷年間平均被保険者数×100
- \* 1件当たり日数＝年間診療日数÷診療各件数
- \* 1日当たり費用額＝年間診療各費用額÷年間診療日数
- \* 1人当たり費用額＝年間診療費用額÷年間平均被保険者数
- \* 1件当たり費用額＝年間診療費用額÷年間診療件数
- \* 収納率＝調定額÷収納額

令和6年度  
岡谷市の国保  
令和5年度実績

- 
- 発行日 令和6(2024)年12月
  - 発行 岡谷市
  - 編集 岡谷市 市民環境部 医療保険課

岡谷市幸町8番1号 〒394-8510  
TEL (0266) 23-4811 (内線1186)  
FAX (0266) 23-5666

---